

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一

号外 (一) 平成二十七年 三月二十六日

規 則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九号

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和三十六年岐阜県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。
別表第一（第2条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職員の区分	職務の級の号	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	円 126,300	円 178,400	円 200,500	円 249,300	円 280,800
	2	円 127,200	円 179,900	円 201,900	円 250,700	円 282,700
	3	円 128,200	円 181,400	円 203,300	円 252,000	円 284,500
	4	円 129,100	円 182,900	円 204,600	円 253,300	円 286,400

再任用職員	130	273,300	311,000
	131	273,600	311,300
	132	273,900	311,500
	133	274,000	311,700
	134	274,300	
	135	274,600	
	136	274,900	
	137	275,000	
	195,000	206,400	225,200
			246,400
		277,700	

別表第三の二中

76	77	56	47	56	49	41
に、	77	57	47	56	49	42
	77	57	48	56	50	42
38	77	57	48	56	50	43
38	77	58	49	57	51	43
38	77	58	49	57	51	44
38	77	58	50	57	52	44
38	77	59	50	58	52	45
38	77	59	51	58	53	45
39	77	59	51	59	53	46
39	を	60	52	を	53	46
39	76	60	52	42	54	47
39	76	60	53	43	54	47
39	76	61	53	44	54	48
39	76	61	54	45	55	48
40	76	62	54	45	55	48
40	76	62	55	46	55	48
40	76	63	55	46	55	48
を	76	に	56	46	55	48

37
37
37
38
38
38
38
38
38
39
39
39
39
39
39
39

に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した技能職員等の切替日における再給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 給料の切替えに伴う経過措置)
 - 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける技能職員等で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岐阜県条例第三号。以下「改正条例」という。)附則第三項の規定の適用を受ける職員の例により、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
 - 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける技能職員等(前項に規定する技能職員等を除く。)について、同項の規定による給料を支給される技能職員等との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員等には、改正条例附則第四項の規定の適用を受ける職員の例により、前項の規定に準じて、給料を支給する。
 - 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員等について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される技能職員等との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員等には、改正条例附則第五項の規定の適用を受ける職員の例により、前二項の規定に準じて、給料を支給する。
- 岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
 - 岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則(平成二十六年岐阜県規則第四号。以下「平成二十六年改正規則」という。)の一部を次のように改正する。

再任用 職員	244	195,000	206,400	225,200	246,400	277,700
	245		301,900	350,700	378,000	
	246		302,000	350,900	378,300	
	247		302,300	351,300	378,700	
	248		302,600		379,100	
	249		302,900		379,500	
	250		303,000		379,700	
	251		303,300		380,100	
	252		303,600		380,500	
	253		303,900		380,900	
	254		304,000		381,200	
	255		304,300		381,600	
	256		304,600		382,000	
	257		304,900		382,400	
258		305,000		382,700		
259		305,300		383,100		
260		305,600		383,500		
261		305,900		383,900		
262		306,000		384,200		
263		306,300		384,600		
264		306,600		385,000		
265		306,900		385,400		
266		307,000		385,700		
267		307,300		386,100		
268		307,600		386,500		
269		307,900		386,900		
270		308,000		387,200		
271				387,600		
272				388,000		
				388,400		

附則別表第三中

78	95	81	73	66	101	81	72	64	59
79	96	82	73	66	102	82	72	65	60
79	98	82	74	67	104	83	73	65	60
80	99	83	74	67	105	84	73	66	60
81	100	83	75	67	106	85	74	66	61
82	102	84	75	68	107	86	74	66	61
82	103	85	75	68	108	86	75	67	62
84	105	85	76	68	110	87	75	67	62
84	106	86	76	69	111	88	75	67	62
85	108	87	77	69		89	76	68	63
86	109	88	77	70	を	89	76	68	63
86	110	89	78	70	63	90	77	69	64
88	111	90	78	70	64	91	77	69	64
89	112	90	79	71	64	92	78	69	64
89	114	91	79	71	64	94	78	70	63
90	115	92	79	71	65	95	79	70	63
91		93	80	72	65	96	79	71	64
92		93	80	72	65	98	80	71	64
93	78	94	81	73	66	99	81	71	64

149	131	113	93	77	168	150	132	114	94
150	132	114	94	78	169	151	133	115	95
151	133	115	95	78	170	152	134	116	96
152	134	116	96	79	170	153	135	117	97
153	135	117	97	80	171	154	136	118	98
154	136	118	98	81	172	155	137	119	99
154	137	119	99	81	173	155	138	120	100
155	138	120	100	83	174	156	139	121	101
156	139	121	101	83	175	157	140	122	102
157	139	122	102	84	176	158	140	123	103
158	140	123	104	85	177	159	141	124	105
159	141	124	104	85	178	160	142	125	105
160	143	124	105	87	179	161	144	125	106
161	143	125	107	88	180	162	144	126	108
162	144	127	108	88	181	163	145	128	109
163	145	128	109	89	181	164	146	129	110
164	146	128	110	90	182	165	147	129	111
165	147	129	111	91	を	166	148	130	112
165	148	130	113	92	77	166	149	131	114

167
168
169
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
180
181

に改め

る。

（岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の一部改正に伴う経過措置）

7 切替日の前日から引き続き平成二十六年改正規則附則別表第二に掲げる給料表の適用を受ける技能職員等で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、附則第三項の規定の適用を受ける職員の例により、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

8 切替日の前日から引き続き平成二十六年改正規則附則別表第二に掲げる給料表の適用を受ける技能職員等（前項に規定する技能職員等を除く。）について、同項の規定による給料を支給される技能職員等との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員等には、附則第四項の規定の適用を受ける職員の例により、前項の規定に準じて、給料を支給する。

平成二十七年三月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社